

元国際第852号

関税割当公表第CSQ-JP16号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和2年度のニュージーランド産プロセスチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となるニュージーランド産プロセスチーズの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年12月16日

農林水産省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 (040630000)

CPTPP第2章 附属書2-D 付録A 第C節の国別関税割当て（CSQ）に掲げるCSQ-JP16のプロセスチーズであって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0406.30号に掲げる物品のうちCPTPPの規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの。

2 合計割当数量 110 t

3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書の提出先

農林水産省生産局牛乳乳製品課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

- (1) 令和2年1月14日（火）から同年2月7日（金）まで
- (2) 令和2年9月8日（火）から同年9月14日（月）まで
- (3) 令和2年12月15日（火）から同年12月21日（月）まで

ただし、(2) 及び(3)に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1t以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) 及び(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

次のすべての要件を満たす者

- 1 ニュージーランド産プロセスチーズの使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。
- 2 第4の1の提出期間ごとに、当省ウェブサイトの登録フォーム（別添1を参照）から登録を行った者。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間のニュージーランド産プロセスチーズの輸入実績（輸入見込みを含む）数量等一覧表（別記様式1）
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間のニュージーランド産プロセスチーズの輸入計画数量等一覧表（別記様式2）
- 3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の輸入計画商品一覧表（別記様式6）
- 4 輸入商品説明書（別記様式7）
- 5 法人の登記事項証明書（原本）、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、前年度及び当年度において受付担当課に関税割当の関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、5の書類の内容に変更のないものについては、5の書類の添付を必要としない。

- 6 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写）等）
ただし、契約未締結等により、関税割当申請書の提出期間に6の書類を提出できない場合にあっては、提出可能となった後に速やかに当該書類を提出する旨を約束した誓約書（別記様式5-1又は、別記様式5-2）を提出することとする。

- 7 割当対象物品の輸入後の使用又は販売を確認できる書類

- (1) 割当対象品目を使用する場合

割当対象品目を原料とする食品等の製造予定製品等一覧表（別記様式3）

- (2) 割当対象品目を販売する場合

- ① 自ら店頭又はECサイトで販売する場合

ア 販売予定店舗・ECサイト一覧表（別記様式4）

イ 販売予定店舗（一部）の店舗名が写っている外観等の写真又はウェ

ブページの印刷等（販売の様子が分かるもの）

② 自ら他社等へ販売する場合

ア 販売予定先の購入意思を証明する書類

ただし、契約未締結等により、関税割当申請書の提出期間にアの書類を提出できない場合にあっては、提出可能となった後に速やかに当該書類を提出する旨を約束した誓約書（別記様式5-1）を提出することとする。

イ 販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類（販売先への納品書（写）等）を後日提出する旨を約束した誓約書（別記様式5-1）

第7 割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、22t又は令和2年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和2年2月14日（金）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、22t、使用（販売）計画数量（令和2年10月初日から令和3年3月末日までの間）又は割当可

能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の1の(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和3年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量を上限とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和2年9月17日（木）午後2時まで、第4の1の(3)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和2年12月24日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

第8 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日又は抽選を実施する日のいずれか遅い日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に交付するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、割当期間の開始までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の交付の日までに、当省ウェブサイトにおい

て公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第9 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト ((5)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。)において定期的に公表する。

- (1) 割り当てられた数量
- (2) 返還された数量
- (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）
- (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
- (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第10 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。第6の7(2)②に定める書類について、販売先が複数の場合は、最も取引数量の多い3者程度について提出するものとする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他 の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式7）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）の申告添付登録（M S X）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 令和2年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率（注）が9割未満の者は、令和4年度における申請可能な数量（※）の合計は、令和2年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

（※）令和4年度の割当てにおいて抽選に外れた場合、その外れた数量は含めない。

ただし、令和2年11月24日（火）午後4時までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

$$\text{消化率} = \frac{\text{(注) 令和2年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和2年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めことがある。
- 7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。

(別記様式) 農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/tpp2020/tpp2020kohyo.html>)